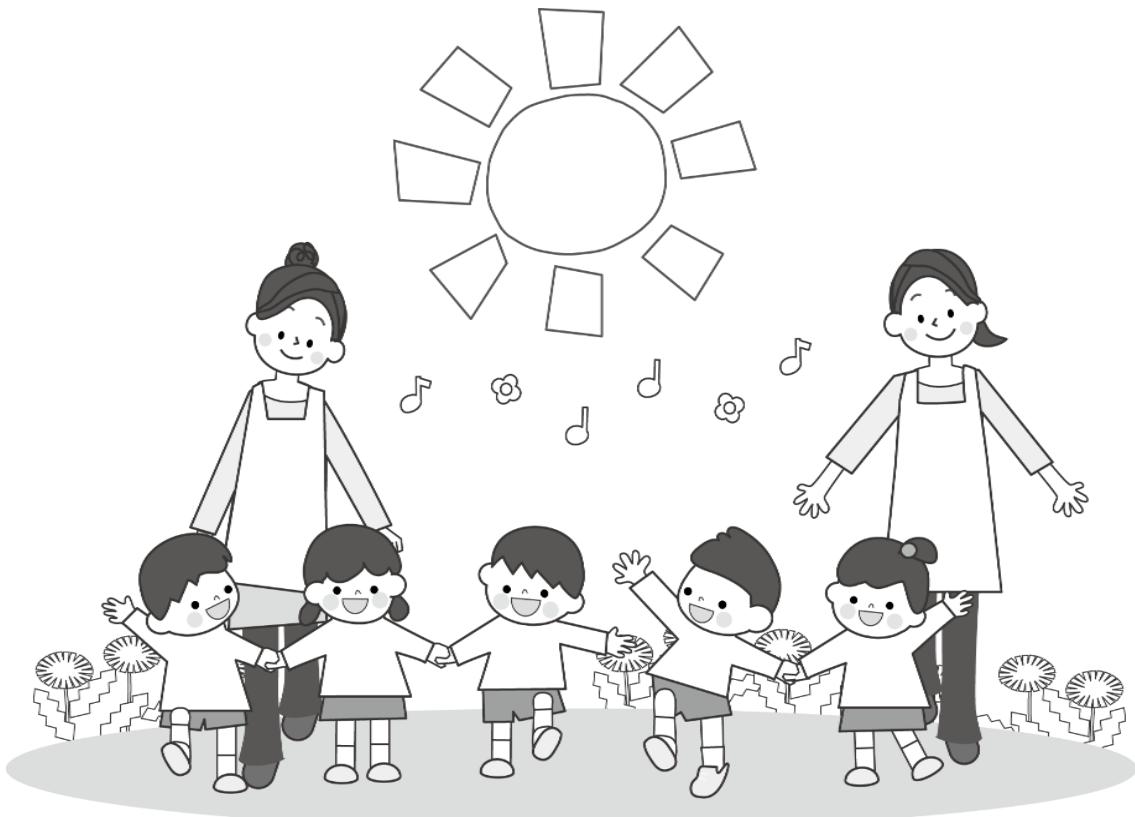


# 令和7年度 保育所等利用案内



## 育児休業給付金の支給期間延長について

育児休業給付の期間延長については、ハローワークにおいて延長可否を判断します。

令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育利用申込書の写しが必要になります。

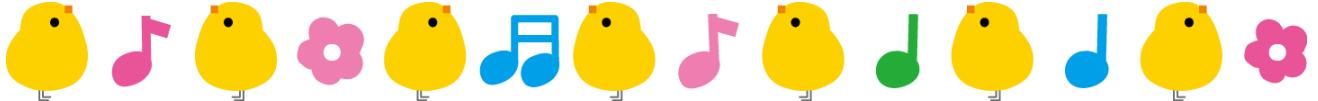
保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず保育利用申込書の写しをとって保管しておいてください。

### お問い合わせ先

柏原市 福祉こども部 こども施設課

電話 072-972-1581（直通）

# 目 次



	ページ
1. 保育所（園）・認定こども園（保育部分）等を利用できる事由	1
2. 利用申込みのスケジュール	2～3
3. 利用申込みに必要なもの	4～5
4. 教育・保育給付認定について	6～7
5. 施設情報一覧表	8～9
6. 保育所等の保育料について	10～11
7. よくあるご質問	12



# 1. 保育所（園）・認定こども園（保育部分）等を利用できる事由

保育所（園）・認定こども園（保育部分）等は、保護者が就労しているなどの理由により、保育を必要とする乳児、幼児を保育することを目的とする施設です。そのため、これらの施設を利用するためには、保護者が次のいずれかの事由に該当していることが条件となります。

また、施設の利用決定は、下記事由の状況、家族構成の状況、家庭環境等を十分精査し、児童の保育の必要性が高い順に行います。

利用調整の方法については、柏原市ウェブサイトから「柏原市保育の利用に関する要綱」をご確認ください。

(<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/20170922200025/files/youkou.pdf>)



保育を必要とする事由	
(1) 就労	月に <u>64時間以上</u> （休憩時間を除いて）就労している場合
(2) 妊娠・出産	出産前後のため児童の保育ができない場合
(3) 疾病・障害	疾病・負傷・心身に障害を有する場合
(4) 介護・看護	親族を常時介護又は看護している場合
(5) 災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっている場合
(6) 求職活動中	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
(7) 就学・職業訓練	月に <u>64時間以上</u> 就学（職業訓練を含む）している場合
(8) 育児休業中※	育児休業を取得しており、下記条件を満たす場合 〔 ・小学校就学前のきょうだいがおらず、申込児童のみ入所を希望する ・育児休業に係る児童以外に小学校就学前のきょうだいがあり、 その全員が保育所等を利用、又は申込みをしている 〕

※育児休業中であって、入所後45日内に復職される場合は、「就労」になります。

## 申込をする際の注意

※原則として、年度途中の転所（園）はできません。希望の保育所等をよくご検討いただいた上で、お申込みください。

※希望者が定員より多い等、希望する保育所等を利用できない場合もあります。あらかじめご了承ください。

## 2. 利用申込みのスケジュール

### (1) 令和7年4月入所を希望する方

#### ◆1次募集

入所選考は先着順ではございません。

内容	スケジュール	備考
申込受付期間	11月1日(金)～11月15日(金) 市役所こども施設課(窓口②)	事前予約が必要になります。
不足書類の提出期限 希望施設の変更期限	12月20日(金)	締切後に提出された書類は、 入所選考に反映できません。
内定通知書の送付	2月上旬	
入園説明会又は面接	3月上旬	
入園承諾書・ 保育料等の通知	3月下旬	

※お子さまの面接を行いますので、申込の際は必ず一緒に越しください。

※令和6年11月15日(金)までに申込のない場合、原則として4月1日入所の1次選考の対象となりません。

※希望施設の変更を希望される場合、希望施設変更届の提出が必要になります。

※選考の結果について、内定通知書送付(2月上旬予定)前に、電話・メール・窓口でのお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご了承ください。

#### ◆2次募集

1次募集分の入所選考後に空きがある場合のみ、11月18日(月)以降2次募集として受けます。

締切等については、ウェブサイトをご確認ください。

## (2) 令和7年5月以降に入所を希望する方

利用希望月の前月の10日(閉庁日の場合は翌開庁日)までに、市役所こども施設課までお申し込みください。

年度途中の申込の場合、事前予約は不要です。

内容	スケジュール	備考
申込書類の提出・希望施設の変更	入所希望月の前月 10 日	土日祝の場合は翌開庁日
選考結果のご連絡	前月 20 日頃	申込初月以降において入所が可能な場合のみ電話連絡いたします。
入園説明又は面接	前月 20 日頃から月末まで	施設と直接日程調整となります。
入園承諾書・保育料等の通知	前月末	

※希望施設の変更を希望される場合、希望施設変更届の提出が必要になります。

※選考の結果について、市役所からの連絡以前に、電話・メール・窓口でのお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご了承ください。

## (3) 他市町村の保育所等への入所を希望する方

他市町村の保育所等へ入所を希望する場合は、事前にお問い合わせください。

## (4) 新規で認定こども園（幼稚園部分）への入園を希望する方

公立認定こども園（幼稚園部分）の入園は締め切っております。定員に余裕がある場合は、随時受け付けておりますので、各施設又は市役所こども施設課（窓口④）までお申し込みください。

私立認定こども園（関西女子短期大学附属幼稚園等）を希望する場合は、直接施設で手続きをしてください。

◆やむを得ない事情により、期間内に申し込みが難しい場合、申込期間内に市役所こども施設課（972-1581）までご相談ください。

### 育児休業給付金の支給対象期間延長の手続きについて

令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育利用申込書の写しが必要になります。

保育所等の利用申し込みを行う際は、必ず保育利用申込書の写しをとって保管しておいてください。

なお、育児休業延長の相談については、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。

### 3. 利用申込みに必要なもの

<持ちもの>

No.	必要書類	留意事項
1	印鑑	修正等があった際に必要です。
2	母子手帳	利用申込児童健康問診票の確認に使用する場合があります。
3	保育利用申込書一式	児童1人につき、1部必要です。 詳細につきましては下記を参照ください。
4	「教育・保育給付認定申請書」に記載した申請保護者のマイナンバーカード	持っていない場合、マイナンバーと現住所が同時に確認できる書類をお持ちください。 (例:マイナンバー入り住民票等)
5	顔写真付き身分証明書	顔写真がついていない場合は、2点必要です。 (例:保険証と住民票)

記入の際、  
消えるペンは使用しないでください！



<保育利用申込書一式>

No.	必要書類	留意事項
1	保育利用申込書	児童1人につき、1部必要です。表面、裏面両方の記載が必要です。 利用申込児童健康問診票は母子手帳を参考に記入してください。
2	教育・保育給付認定申請書	児童1人につき、1部必要です。 世帯全員のマイナンバーの記載が必要です。
3	委任状	申請保護者と申込に来られる方(来庁者)が異なる場合は必要です。
4	就労証明書(※) 又は 現況届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者(父母)それぞれ就労証明書又は現況届出書の提出が必要です。 <u>(別居の場合でも必要となります。)</u></li> <li>・必要証明欄、添付書類は、保育の事由によって異なります。現況届出書について詳しくは右記表をご確認ください。</li> <li>・きょうだい同時申込の場合、一方は写して結構です。</li> <li>・65歳未満の成人同居者の方も必要です。(提出が無い場合は、減点となります。)</li> <li>・<u>利用を希望する日の半年以内(4月入所の場合は、10月1日以降)</u>に記入されたものが必要です。</li> </ul>
5	通勤・通学等状況確認票	保育の事由が「就労」及び「就学・職業訓練」の方のみ提出してください。

※勤務先に記入を依頼してください。

- ・育児休業から復帰での申込の場合、入所後に復職証明書の提出が必要です。
- ・新規で開業された場合等は、開業届等が別途必要です。

## 「現況届出書」について

→

保育の事由	必要証明欄	添付書類	留意事項
求職活動	求職活動	(あれば)ハローワークカード、求人票の写し等	
就学・職業訓練	就学等		在籍の学校等に記入を依頼してください。なお、同居親族分の場合は、顔写真付きの学生証(写し)でも結構です。
妊娠・出産	妊娠・出産	母子手帳(氏名・出産予定日の記載箇所の写し)	柏原市の母子手帳では表紙・4ページが該当箇所です。(※医療機関に記入を依頼する場合は添付不要です。)
疾病	疾病		医療機関に記入を依頼してください。
障害	障害	障害者手帳(写し)	
介護・看護 (※両方必要です。)	介護・看護 疾病	障害者手帳 又は 介護保険被保険者証	「介護・看護」欄は、介護等を行う方が記入してください。 「疾病」欄は、医療機関に記入を依頼してください。

記入例は柏原市ウェブサイトをご確認ください

(<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2020101900045/>)



### <該当する方のみ必要となる書類等>

提出書類	提出が必要な場合
令和6年度分の市町村民税課税証明書 又は 令和6年度市町村民税納税通知書 (父母等の保護者各1部ずつ) ※税額控除がすべて記載されているもの	令和6年1月1日時点で、柏原市以外に住民登録があり他市町村で課税されている方で、申込申請時に個人番号の提出がない場合。 (※父母以外の同居親族がいる場合、その方の課税証明書等の提出が必要となることもあります。)
障害者手帳又は障害年金証書の写し 特別児童扶養手当受給者証の写し	保護者、児童及び同居の親族が障害者手帳又は障害年金証書、特別児童扶養手当受給者証をお持ちの場合。
認可外保育施設や一時保育サービス等の利用が分かる書類(契約書等)の写し	申込時点で待機をしており、有償で認可外保育施設や一時保育サービス等を利用されている場合。
母子手帳(氏名・出産予定日の記載箇所)の写し	出産予定がある場合や、入所申込申請後、妊娠が判った場合。
賃貸契約書の写し	申込時には柏原市に住民登録が無いが、入所日までに転入予定の場合。

## 4. 教育・保育給付認定について

教育・保育給付認定とは、必要に応じた保育サービスを提供するため、保育の必要性や必要量を判定するものです。保育所(園)・認定こども園(保育部分)等を利用するためには、この認定を受ける必要がありますので、“下記(1)～(3)”をよくお読みいただいたうえで、申請を行ってください。

### (1) 認定区分について

教育・保育給付認定では、まず、「教育・保育給付認定申請書」、「就労証明書」、「現況届出書」等を提出いただき、保育の必要性があるか(ページ1の「保育を必要とする事由」に該当するか)判定を行います。保育の必要性があると認められた児童については、下記表のとおり、年齢に応じて「2号認定」又は「3号認定」の決定を行い、保育所等の利用調整を行います。なお、保育の必要性を認定できなかった場合は、保育所等を利用できません。

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	無し	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	満3歳以上	有り	保育所(園)・認定こども園(保育部分)等
3号認定	満3歳未満	有り	保育所(園)・認定こども園(保育部分)等

### (2) 保育必要量の認定と有効期限について

「2号認定」又は「3号認定」を受けた方については、さらに保育必要量と有効期限の認定を行います。保育必要量には「保育短時間」と「保育標準時間」の2種類があり、下記「利用イメージ」のとおり、保育所等を利用できる時間や利用料が異なります。

なお、保育必要量や有効期限は、保護者の保育を必要とする事由によって異なりますので、詳細は次ページ「(3) 保育必要量及び有効期限の認定一覧」をご確認ください。

#### 【利用イメージ】



- ※ 開所時間は、施設によって異なりますので、詳細については8ページ「施設情報一覧表」をご確認ください。
- ※ 時間外保育料については、11ページ「保育所等の時間外保育料について」をご確認ください。
- ※ 土曜日や平日の9:00～17:00以外の保育を利用される方は、別途申請が必要となる場合がありますので、各施設にご相談ください。(保育標準時間認定となった方についても同様です。)

### (3) 保育必要量及び有効期限の認定一覧

保育を必要とする事由	認定基準の詳細	保育必要量	有効期限
(1)就労	就労時間が月120時間以上	保育標準時間 (※1)	小学校就学前まで
	就労時間が月64時間以上月120時間未満	保育短時間 (※2)	
(2)妊娠・出産		保育標準時間 (※1)	産前6週前(多胎出産の場合は14週前)の属する月の初日から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
(3)疾病・障害		保育標準時間 (※1)	小学校就学前まで
(4)介護・看護		保育標準時間 (※1)	小学校就学前まで
(5)災害復旧		保育標準時間 (※1)	小学校就学前まで
(6)求職活動中		保育短時間 (※3)	効力発生日から90日を経過する日が属する月の末日まで
(7)就学・職業訓練	就学時間が月120時間以上	保育標準時間 (※1)	学校等の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
	就学時間が月64時間以上月120時間未満	保育短時間 (※2)	
(8)育児休業中		保育短時間	育児休業終了まで

(※1) 保育標準時間で認定された方については、希望があれば保育短時間で認定することもできます。

(※2) 月の就労又は就学時間が120時間に満たない場合でも、勤務時間等の理由で常態的に時間外保育

(7:30～9:00、17:00～19:00) を利用する場合は、標準時間でも認定できます。

(※3) 現在64時間未満の就労中で今後転職等求職活動をされる場合等は、標準時間でも認定が可能となる場合がございます。

### (4) 支給認定証の交付について

認定を受けた全ての保護者様に対して、「教育・保育給付認定決定通知書」をお渡ししておりますが、「支給認定証」の交付は、別途申請が必要です。利用を希望する施設から教育・保育給付認定に関する証明の提示を求められている等の理由で、「支給認定証」の交付が必要な方は、市役所こども施設課(窓口②)にてお手続きください。

なお、認定の内容は、「教育・保育給付認定決定通知書」でご確認いただけます。

また、支給認定証は、申請を受けてから30日以内に発行することになっていますが、4月入所申込みの場合、認定の審査に時間を要するため、2月初旬以降に送付する予定ですので、あらかじめご了承ください。

## 5. 施設情報一覧表

施設案内は、柏原市ウェブサイトから「柏原市認可保育所等一覧」をご確認ください。  
[\(http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2013101600084/\)](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2013101600084/)



区分	施設名	住所	電話番号
保育所	市立 柏原西保育所	大正 3-8-8	072-973-0454
	民間 南河学園附属国分保育園	国分本町 7-6-14	072-978-6825
	かしわ保育園	法善寺 3-600-2	072-973-0521
	まどか保育園	大県 4-631	072-971-4520
	北阪保育園	片山町 1-19	072-977-4936
	みずほ保育園	大県 1-3-22	072-972-0822
	旭丘まぶね保育園	旭ヶ丘 3-13-43	072-976-1912
	法善寺保育園	法善寺 3-801	072-971-2612
認定こども園	市立 かしわらこども園	大正 1-9-54	072-972-1413
	こくぶこども園	国分本町 6-11-28	072-978-6368
	たまたこども園	玉手町 12-30	072-978-6132
	かたしもこども園	平野 1-6-2	072-972-3776
	民間 第二白鳩幼稚園	大県 1-9-14	072-971-0555
		旭ヶ丘 3-11-1	072-977-0602
	小規模保育事業 民間 ニチイキッズ柏原保育園	国分西 1-1-17 幸喜ビル 2階	072-975-2225
		つくし保育所	070-5580-3369

※各施設の入所可能年齢（月齢）は、裏表紙をご確認ください。

施設名	開所時間	延長保育時間	駐車場	駐輪場	制服	保護者会
柏原西保育所	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (許可制)	可	無	無
南河学園附属国分保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	無	可	有	有
かしわ保育園	7:30~18:30		10台	可	無	無
まどか保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	8台	可	無	無
北阪保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	6台	有	無	有
みずほ保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	6台	有	無	無
旭丘まぶね保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	11台	有	有	無
法善寺保育園	7:30~19:00	18:30~19:00	6台	有	無	無
かしわらこども園	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (許可制)	有	無	無
こくぶこども園			有 (許可制)	有	無	無
たまたこども園			有 (許可制)	有	無	無
かたしもこども園			有 (許可制)	可	無	有
第二白鳩幼稚園	7:30~18:30		有	有	有	有
関西女子短期大学附属幼稚園	7:30~19:00	18:30~19:00	有 (使用不可日有)	有	有	有
ニチイキッズ柏原保育園	7:30~19:30	18:30~19:30	無	無	無	無
つくし保育所	7:00~19:00	7:00~7:30 18:30~19:00	14台	有	無	無

※小規模保育事業の連携施設については、市立こくぶこども園となります。

したがって、2歳児クラス卒園後は、市立こくぶこども園へ通園することが可能です。

## 6. 保育所等の保育料について

### 保育所等の保育料について(2号・3号認定用)

保育所(園)・認定こども園等を2号認定・3号認定を受けて利用される方用の案内です。

#### 柏原市保育所等保育料徴収基準額表 (令和元年10月現在)

※この表の金額はクラス年齢ごとの1か月あたりの保育料であり、柏原市に在住する全ての児童に適用されます。

※保育料は、見直しのため改定する場合がありますのでご了承ください。

階層	定義	0歳～2歳児クラス		3～5歳児クラス			
		標準時間	短時間	標準時間	短時間		
1	生活保護世帯等						
2A	市町村民税非課税世帯(軽減措置)						
2	市町村民税非課税世帯	保育料無償					
3A	市町村民税所得割非課税世帯(軽減措置)						
3	市町村民税所得割非課税世帯	8,000	7,900				
4A	48,600円未満(軽減措置)	5,550	5,450				
4	48,600円未満	11,100	10,900	保育料無償			
5A	63,000円未満(軽減措置)	7,500	7,350				
5	63,000円未満	15,000	14,700				
6A	77,101円未満(軽減措置)	9,000	9,000				
6	77,101円未満	22,000	21,600				
7	80,100円未満	22,000	21,600				
8	120,000円未満	25,900	25,500				
9	151,000円未満	36,000	35,400				
10	180,000円未満	44,500	43,800				
11	220,000円未満	49,100	48,300				
12	250,000円未満	56,800	55,900				
13	280,000円未満	58,000	57,000				
14	301,000円未満	59,000	58,000				
15	397,000円未満	60,000	59,000				
16	397,000円以上	62,000	61,000				
備考	就学前かつ保育所や幼稚園等に通う兄・姉が1人いる場合、保育料は半額に、2人以上いる場合は無料になります。ただし、市町村民税所得割額(合算額)が57,700円未満の場合は全ての兄・姉の人数で計算します。						
	第2～6階層には次の(1)～(3)に該当する場合、保育料の軽減措置があります(2A～6A)。(第2子以降は無料) (1)ひとり親世帯等(同居者がいる場合を除く) (2)在宅障がい児(者)のいる世帯 (3)申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると認められる場合						

#### (1) 保育料決定方法

4月～8月分保育料は前年度の、9月～翌年3月分保育料は当年度の父母及び家計の主室者の市町村民税額(合算額)を保育料徴収基準額表に当てはめ、保育料を算定します。

市民税の税額が決定・更正された場合や保育料の軽減措置の対象になるような変更があった場合、年度内については遡って保育料を決定・変更いたします。

例) 保育料	令和7年4～8月分	令和7年9～令和8年3月分
	市民税課税	令和6年度 市町村民税額

※保育料の算定にあたっては、住宅ローン控除や寄付金控除などの税額控除を適用しません。

※未申告等で課税額不明の場合は、最高階層で仮決定をします。

Q. 保育料がおおよそいくらになるか知りたい！



A. 保育料の算定基礎となる市町村民税の所得割額については、給与から住民税が特別徴収(いわゆる天引き)されている方は毎年6月に勤務先から受け取られる「特別徴収税額の決定・変更通知書」にて確認できます。

詳細な確認方法については、ウェブサイトをご確認ください。

[http://www.city.kashiwara.osaka.jp/\\_files/00227193/2gou\\_hoikuryoukeisan.pdf](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00227193/2gou_hoikuryoukeisan.pdf)



## (2) 家計の主宰者の決定方法

### [1]扶養義務者等と同居している場合

父母それぞれの収入額がともに103万円未満の場合は、同居（住民基本台帳上の形式上ではなく、あくまで生活実態に基づく）している者のうち、最多収入・最多税額の者を家計の主宰者とします。

### [2]上記以外の場合

父母を家計の主宰者とします。

## (3) 保育料の支払方法

### 【公立保育所、公立認定こども園及び私立保育所】

徴収者 … 柏原市

納期限 … 毎月末日（12月のみ25日） ※末日が土・日・祝日の場合はその翌平日となります。

支払方法 … 口座振替方式

### 【私立認定こども園及び小規模保育事業所】

徴収者 … 各施設

納期限等 … 納期限、支払方法等については、各施設にお問合せ下さい。

柏原市では、保育料を国が定める基準より低額に設定し、保護者の負担軽減を図っていますが、安全で充実した保育を実施していくためには、保護者から納付していただく保育料が重要な財源となります。期限内納付ご協力をお願いします。

保育料を滞納すると、自宅や勤務先への電話、給与等の差押え等を受ける場合があります。

家計の事情で保育料の納付が厳しい場合は、児童手当からの徴収や分割でのお支払も可能ですので、市役所こども旗艦課（24番窓口）までご相談ください。

## 幼児教育・保育の無償化の対象

令和元年10月から、国による幼児教育・保育の無償化が実施され、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までの全ての子どもたちの小学校就学前の3年間の保育料等が無償化されました。

※0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として保育料等が無償化されます。

5歳児クラス	無償化対象
4歳児クラス	
3歳児クラス	
2歳児クラス	
1歳児クラス	
0歳児クラス	

2歳児クラスの児童が、誕生日を迎える3歳に到達しても、無償化対象となるのは、翌年度の3歳児クラスからです。

保育所（園）・認定こども園等以外の無償化の対象施設は、ウェブサイトからご確認ください。

<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2019070300031/>



## 保育所等の時間外保育料について

認定を受けた保育時間以外に保育を受ける場合に必要となる時間外保育料は、各施設で料金を設定し、各施設で徴収します。詳細は各施設にお問い合わせください。

なお、公立施設における時間外保育の利用時間イメージ及び料金は以下のとおりです。

	7:30	9:00	17:00	18:30	19:00
標準時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
	1回あたり 500円	原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円	
短時間認定	要申請	原則的な利用時間	要申請	1回あたり 200円	
	1回あたり 500円	原則的な利用時間	1回あたり 500円	1回あたり 200円	

時間外保育料は通常の保育料と同様に、第2子…半額、第3子…無料となります。

なお、18:30～19:00の1月あたりの上限額は3,000円です。（第2子…半額、第3子…無料）

※時間外保育料については無償化対象外です。

## 7. よくあるご質問

< 保育所入所に関する質問 >



### Q 質問

保育所の選考は先着順ですか？

### A 回答

違います。

申込児童の保護者の保育の事由により点数を付け、点数の高い児童から希望の施設に入ることができます。  
詳しくは、ウェブサイトをご確認ください。

<http://www.kashiwara.osaka.jp/docs/2917092200025/files/youkou.pdf>



### Q 質問

募集人数や、空き情報はどこで分かりますか？

### A 回答

4月入所の募集人数は別紙又はウェブサイトをご確認ください。

[http://www.city.kashiwara.osaka.jp/\\_files/00353755/boshuu\\_hoiku\\_R7.pdf](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00353755/boshuu_hoiku_R7.pdf)

随時入所の空き情報は、お電話又は市役所窓口でお答えしております。



### Q 質問

保育所の見学はどうすればできますか？

### A 回答

直接、各施設にお問い合わせください。

### Q 質問

職場の育児休業を延長したいので、保留通知(保育所待機の証明)がほしいのですが…。

### A 回答

通常どおり保育所の入所申込をしてください。

利用調整の結果、待機となった場合、保育利用保留通知書を発行します。

なお、発行は入所申込月の前月下旬となります。

(例:5月分の場合、4月下旬発行の上、自宅へ郵送。)

なお、育児休業延長の相談については、勤務先又はハローワークにお問い合わせください。

### Q 質問

保育料以外の費用は何が必要ですか？

### A 回答

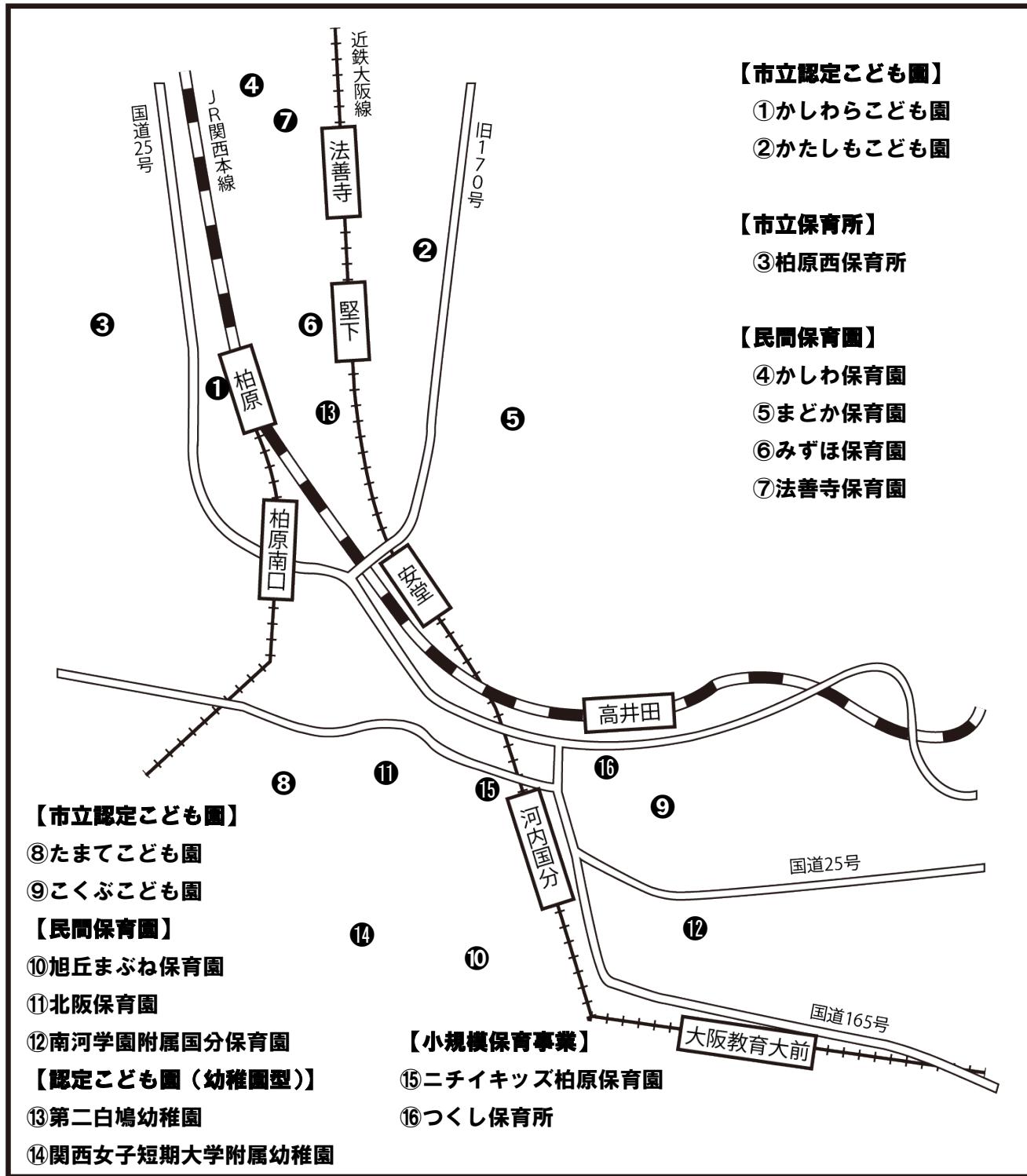
各施設によって異なります。

諸経費一覧表(別紙又はウェブサイト)を参照ください。

[http://www.city.kashiwara.osaka.jp/\\_files/00353762/R7\\_jippityousyuu.pdf](http://www.city.kashiwara.osaka.jp/_files/00353762/R7_jippityousyuu.pdf)



# 柏原市内保育所等所在地



## 【一時保育サービス】

- ・週2~3日就労するなどで家庭保育が困難な場合、週3日以内で6か月以内の利用
- ・保護者の急な病気や出産・家族の介護や冠婚葬祭などで家庭保育が困難な場合

対象: 柏原市に居住する生後4か月~小学校入学前の子ども

料金: 3歳未満 1日 2,600円(半日 1,800円) 3歳以上 1日 1,400円(半日 1,000円)

※別途飲食費として400円が必要です。

●みずほ保育園

972-0822

●北阪保育園

977-4936

●南河学園附属国分保育園

978-6825

## 柏原市内保育所等一覧表

区分	保育所名	入所対象年齢		電話
保育所	市立 柏原西保育所	1歳児 から 5歳児	令和6年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	973-0454
	民間 南河学園附属国分保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	978-6825
	民間 かしわ保育園	0歳児 から 2歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	973-0521
	民間 まどか保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	971-4520
	民間 北阪保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	977-4936
	民間 みずほ保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	972-0822
	民間 旭丘まぶね保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	976-1912
	民間 法善寺保育園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	971-2612
	市立 かしわらこども園	0歳児 から 5歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	972-1413
認定こども園	市立 こくぶこども園	1歳児 から 5歳児	令和5年7月31日までに生まれている児童(1・2歳児混合クラスになります)	978-6368
	市立 たまたこども園	1歳児 から 5歳児	令和6年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	978-6132
	市立 かたしもこども園	1歳児 から 5歳児	令和6年4月1日までに生まれている児童で、かつ入所月の前月末までに満1歳5か月に達している児童	972-3776
	民間 第二白鳩幼稚園	3歳児 から 5歳児	令和7年4月1日までに3歳に達しており、かつ面接により保育可能と判断された児童	971-0555
	民間 関西女子短期大学附属幼稚園	0歳児 から 5歳児	出生後6か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	977-0602
	小規模保育事業	0歳児 から 2歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	975-2225
	民間 つくし保育所	0歳児 から 2歳児	出生後3か月を経過し、面接により保育可能と判断された児童	070-5580-3369

※施設によって入所対象年齢が異なります。

クラス年齢表

5歳クラス	平成31年4月2日 から 令和 2年4月1日生まれ (2019.4.2~2020.4.1)
4歳クラス	令和 2年4月2日 から 令和 3年4月1日生まれ (2020.4.2~2021.4.1)
3歳クラス	令和 3年4月2日 から 令和 4年4月1日生まれ (2021.4.2~2022.4.1)
2歳クラス	令和 4年4月2日 から 令和 5年4月1日生まれ (2022.4.2~2023.4.1)
1歳クラス	令和 5年4月2日 から 令和 6年4月1日生まれ (2023.4.2~2024.4.1)
0歳クラス	令和 6年4月2日 から (2024.4.2~ )